

再就職等規制に関する質問主意書及びその答弁書について（第 180 回国会以降）

| 国会 | | 提出者 | 件名 | 頁 |
|--|---|-------------------|--|---|
| 第 180 回 通常国会 (H24. 1. 24 ～9. 1) | ① | 橘慶一郎議員 (衆・自民) | 年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問主意書（抄） | 2 |
| | ② | 渡辺喜美議員 (衆・みんな) | 独立行政法人に対する現役出向に関する質問主意書（抄） | 4 |
| | ③ | 渡辺喜美議員 (衆・みんな) | 独立行政法人に対する現役出向に関する再質問主意書（抄） | 4 |
| | ④ | 石田真敏議員 (衆・自民) | 独立行政法人等の役員公募に関する質問主意書（抄） | 5 |
| 第 183 回 通常国会 (H25. 1. 28 ～6. 26) | ⑤ | 大熊利昭議員 (衆・みんな) | 平成 25 年 1 月 31 日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問主意書（抄） | 6 |
| | ⑥ | 小池成就議員 (衆・みんな) | 電源開発促進税のあり方に関する質問主意書（抄） | 7 |
| 第 185 回 臨時国会 (H25. 10. 25 ～12. 8) | ⑦ | 長妻昭議員 (衆・民主) | 高血圧治療薬の臨床研究データ不正疑惑に関する質問主意書（抄） | 8 |
| | ⑧ | 小川淳也議員 (衆・民主) | 行政改革に関する質問主意書（抄） | 9 |

※質問主意書

議会には、国政の様々な問題について調査する権限がある。国会議員は、国会開会中、議長を經由して内閣に対し文書で質問することができ、この文書を「質問主意書」という。質問しようとする議員は、質問内容を分かりやすくまとめた質問主意書を作り、議長に提出して承認を得る必要がある（国会法第 7 4 条）。

議長の承認を受けた質問主意書は、内閣に送られ、内閣は受け取った日から 7 日以内に答弁しなければならず、原則として、答弁も文書（「答弁書」という。）で行われる。（国会法第 7 5 条）。

○第180回通常国会（平成24年1月24日～9月8日）

① 橘慶一郎議員（衆・自民）

平成24年4月6日提出 質問第174号『年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問主意書』（抄）

（概要）

平成25年度からの年金支給開始年齢の引上げに伴う、国家公務員の再任用制度の活用や退職手当の見直し等、今後の国家公務員制度の在り方について質問

【質問】

二 これまで国家公務員には個別退職勧奨が行われてきているが、希望者全てに年金支給開始年齢まで勤務できるよう保障するのであれば、組織活力の維持を図る手段としては、運用基準が透明な「早期希望退職制度」を明確に規定する等の措置により、当該個別退職勧奨を行わないこととしてはと考える。内閣の見解を伺う。

【答弁】

退職勧奨（人事の刷新、行政能率の維持・向上を図る等のため、任命権者又はその委任を受けた者によって職員本人の自発的な退職意思を形成させるための事実上の懲憑行為であって、このような懲憑を受けて退職する場合、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第4条の2の規定により記録が作成されることとなるものをいう。）については、任命権者があらかじめ設定した条件に合致し、職員が自発的に応募した場合に退職手当が優遇される 希望退職制度を導入し、また、職員が定年まで勤務できる環境の整備を図っていく中で、基本的には無くしていく方向で検討することとしている。

【質問】

三 これまで個別退職勧奨の対象になるケースが多かった幹部級の国家公務員について、「退職管理基本方針」（平成22年6月22日閣議決定）にも掲げられているように、法令で定める基準に合致する一定の範囲の公益社団法人及び公益財団法人への出向を認めることで、独立行政法人と同様に退職手当を通算し、一律に支給できることとし、複線型人事管理を可能にしてはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

【答弁】

総務省としては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人（以下「公益法人」という。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等のうち、高い公共性が認められる業務を行う法人に職員を派遣することは意義があることから、「退職管理基本方針」（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、当該業務を行うにふさわしい専門的な知識・経験を有する職員をこれらの法人に派遣できるようにする制度の構築に向け、現在、高い公共性が認められる法人の認定等のスキームとしてどのようなものがあり得るかについての検討（以下「法人認定等に係る検討」という。）を行っているところである。

平成22年8月10日の人事院勧告時の「公務員人事管理に関する報告」は、「職員の派遣については、

国家公務員を公益法人等に派遣することについての意義や妥当性を整理し、高い公共性が認められる法人の認定等の選定を内閣において行うこととされており、本院としてもこれらを踏まえ、当面、一定の条件の下で、現行法の範囲内で職員を派遣することができる仕組みについて、検討を行っていきたい。」としており、法人認定等に係る検討を踏まえ、人事院としても必要な検討を行っていくこととしている。

【質問】

四 役職定年制の導入や「退職管理基本方針」にも掲げられている専門スタッフ職の設定により、60歳以降の国家公務員の公務職場における新たな働き方を形づくってはと考える。内閣及び人事院の見解を伺う。

【答弁】

人事院は、定年引上げのための意見の申出において、管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合には他の官職に異動させることとする役職定年制の導入が必要である旨、また、能力・実績に基づく人事管理の徹底や行政事務の執行体制の見直し等を進めていくことを前提に、職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備について公務全体で取り組むことが必要である旨述べているところである。

政府としては、一について述べた再任用に当たり、定年引上げのための意見の申出の趣旨を踏まえ、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職については、他の官職で再任用することについて検討することとしている。また、専門スタッフ職については、退職管理基本方針、国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針等を踏まえ、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を公務内で積極的に活用できる環境を整備する観点から、その職域の整備を図ることとしている。

【質問】

五 再任用された職員の給与の在り方は、人事院の意見の申出の通り、60歳前の約70パーセントとしてはと考える。内閣の見解を伺う。

【答弁】

一について述べた再任用をされた職員の給与の在り方に関しては、総人件費改革や職員の能力活用の観点も踏まえつつ、今後検討することとしている。

【質問】

六 国家公務員を退職した後に役員として国所管の公益社団法人ないし公益財団法人に就職する場合、独立行政法人のように原則として在職年数の上限を設け、給与も上限を定めるべきではと考える。内閣の見解を伺う。

【答弁】

御指摘のような措置を講ずることについては、公益法人は、独立行政法人と異なり民間法人であり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益法人認定法において定められている事項を除き自律的な運営が可能なものであることを踏まえて、慎重な検討を要するも

のと考えている。

② 渡辺喜美議員(衆・みんな)

平成 24 年 5 月 15 日提出 質問第 245 号『独立行政法人に対する現役出向に関する質問主意書』(抄)

(概要)

独立行政法人に対する現役出向について質問

【質問】

- 一 独立行政法人の役員でない職員総数及び独立行政法人に対し、役員に就いていない国家公務員の現役出向者数の総数、役員に就いていない国家公務員OBの総数をそれぞれ、2010年2月1日時点、2011年11月1日時点で示されたい。
- 二 一について政府の認識・見解を示されたい。

【答弁】

お尋ねの時点における「独立行政法人の役員でない職員総数」については把握していないが、独立行政法人の常勤職員数については、平成22年1月1日現在では13万2,467人、平成23年1月1日現在では13万9,213人である。独立行政法人と国の間においては、独立行政法人の発足に伴い多くの者が国の職員から独立行政法人の職員へ移行し、その後も恒常的に人事交流が行われているところ、お尋ねのように独立行政法人の職員を「国家公務員の現役出向者」や「国家公務員OB」として現時点において分類することは困難であり、また、お尋ねのように過去の一定の時点における職員数を数えることは独立行政法人において膨大な作業を要すること等から、お尋ねにお答えすることは困難である。

③ 渡辺喜美議員(衆・みんな)

平成 24 年 5 月 25 日提出 質問第 267 号『独立行政法人に対する現役出向に関する再質問主意書』(抄)

(概要)

独立行政法人に対する現役出向について質問

【質問】

- 一 独立行政法人の役員に就いていない国家公務員の現役出向者数の総数、役員に就いていない国家公務員OB(独立行政法人への移行に伴う身分変更の場合を除く。以下同じ。)の総数をそれぞれ、2009年2月1日から2010年2月までの間のうちの任意の一つの時点、2011年11月1日以降現時点までの間の任意の一つの時点で示されたい。当該示す時点における独立行政法人の役員の総数、当該役員のうち現役出向者数の総数、当該役員のうち国家公務員OBの総数を示されたい。

【答弁】

お尋ねの「独立行政法人の役員の総数、当該役員のうち現役出向者数の総数、当該役員のうち国家公務員OBの総数」については、「2009年2月1日から2010年2月までの間のうちの任意の一つの時点」についてお示しすると、平成22年2月1日時点で、それぞれ623人、100人、143人であり、「2011年11月1日以降現時点までの間の任意の一つの時点」については把握していないため、政府として把握している直近の時点についてお示しすると、平成23年10月1日時点で、それぞれ655人、135人、45人である。また、役員と職員では人事運用上の取扱いが大きく異なるものであり、お尋ねの「独立

行政法人の役員に就いていない国家公務員の現役出向者数の総数、役員に就いていない国家公務員〇B（独立行政法人への移行に伴う身分変更の場合を除く。・・・）の総数」については、「任意の一つの時点」であっても、先の答弁書（平成24年5月25日内閣衆質180第245号）一及び二について述べたとおり、お尋ねのように独立行政法人の職員を「国家公務員の現役出向者」や「国家公務員〇B」として現時点において分類することは困難であり、また、お尋ねのように過去の一定の時点における職員数を数えることは独立行政法人において膨大な作業を要すること等から、お尋ねにお答えすることは困難である。

【質問】

二 一のような数値について、過去調べていないのか。調べていないとすれば、独立行政法人への天下りがあるかどうか検証していないのであり、天下り根絶などできるはずがないが、政府の認識を示されたい。

三 一について政府の認識・見解を示されたい。

【答弁】

御指摘の「独立行政法人への天下りがあるかどうか検証していないのであり、天下り根絶などできるはずがない」との趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）等に基づき、独立行政法人の役員について、国家公務員退職者等の状況の公表を行うとともに、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき、独立行政法人の役職員への再就職を含め、国家公務員退職者のうち管理職職員等であった者の離職後2年間の再就職状況等を公表しているところである。

また、独立行政法人の役員に就いている国家公務員退職者数については、平成22年2月1日時点と平成23年10月1日時点と比較すると大幅に減少しているところである。独立行政法人の役員に就いている現役出向者数については、平成22年2月1日時点と平成23年10月1日時点と比較すると増加しているところであるが、独立行政法人の役員への現役出向は、大臣の任命権の下で実施するものであり、職員の国への復帰を前提としていること、出向時や復帰時に退職手当が支払われないこと等から、御指摘のような「天下り」とは性格の異なるものであると考えている。

いずれにせよ、政府としては、国家公務員の再就職に関し、天下りのあっせんの根絶を図るため、公務の能率的な運営を確保しつつ、国家公務員法に規定された再就職等規制を厳格に遵守するとともに情報公開を進める等、各種の取組をこれまでも適切に行ってきたものと考えており、今後とも、そのような取組を推進してまいりたい。

④ 石田真敏議員(衆・自民)

平成24年6月19日提出 質問第305号『独立行政法人等の役員公募に関する質問主意書』（抄）

（概要）

「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日閣議決定）について質問

【質問】

一 対象となる役員ポストについて

1 閣議決定された当時、右条件に該当するポストはいくつあったか。

【答弁】

お尋ねの「右条件に該当するポスト」の意味が必ずしも明らかではないが、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定。以下「対応方針」という。）にいう公務員OB（常勤の国家公務員の退職者（職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者、国家公務員としての勤務が一時的であった者、国の機関の組織又は業務を承継した独立行政法人のプロパー職員及び国からの役員出向者（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき退職手当を支給されていない者をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）が役員に就任しているポストの数は、平成 21 年 10 月 1 日時点において、150 ポストであった。

【質問】

2 閣議決定以降、実際に公募が行われたポストの数はいくつであるか。

【答弁】

対応方針の閣議決定以降、これまでに、実際に公募が行われたポストの数は、延べ 172 ポストである。

【質問】

3 右で問う 1 と 2 の数に差異があるならば、その要因は何か。

【答弁】

一の 1 について及び一の 2 についてでお答えした数字の差異の要因としては、公務員OB以外の者が就いていたポストについても公募を行ったことがあること、同一のポストについて複数回公募を実施したことがあること、公務員OBが就いていたポストについて公募を実施せず国からの役員出向者を充てたことがあること、公務員OBである役員の任期が満了していない場合があることなどが挙げられる。

○第 183 回通常国会（平成 25 年 1 月 28 日～6 月 26 日）

⑤ 大熊利昭議員（衆・みんな）

平成 25 年 2 月 4 日提出 質問第 13 号『平成 25 年 1 月 31 日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問主意書』（抄）

（概要）

日本郵政株式会社執行役社長等人事について質問

【質問】

- 一 「執行役社長については、取締役会において選任されるものであり、会社の経営判断」としつつも「天下りの固定ポストにするつもりはありません。」と政府の関与または影響を示唆していることとの関係は如何に。

【答弁】

御指摘の「天下りの固定ポストにするつもりはありません。」との安倍内閣総理大臣の答弁（以下「総理答弁」という。）は、「日本郵政株式会社の社長は、財務省からの天下り固定ポストにするつもりなのか」との趣旨の質問に対してお答えしたもので、日本郵政株式会社の執行役社長の選定については、同社の経営判断により行われるものであり、総理答弁が「政府の関与または影響を示唆している」との御指摘は当たらない。

【質問】

- 二 そもそも「天下り」「天下り固定ポスト」の用語についての定義は如何に。

【答弁】

「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいう。「天下り固定ポスト」については、総理答弁においては、同一の府省庁が退職後の職員を連続して特定の企業、団体等のポストに就かせ、当該ポストが特定の府省庁の退職後の職員により固定的に占められることとなることを指したものである。

【質問】

- 三 現に、ともに財務省OBである齋藤次郎氏、坂篤郎氏が2代継続し社長に就任するという事等について

- (一) 同社の取締役会が適任と判断する限り、政府としては、適切と考えるのか。
(二) 今後何代も財務省OBが継続して同社社長に就任しても、同社の取締役会が適任と判断する限り、政府としては、適切と考えるのか。

【答弁】

日本郵政株式会社の執行役社長の選定については、同社の経営判断により行われるものであり、その選定に際し、政府として判断を下す制度とはなっていない。

⑥ 小池成就議員(衆・みんな)

平成 25 年 6 月 14 日提出 質問第 105 号『電源開発促進税のあり方に関する質問主意書』(抄)

(概要)

電源開発促進税の使い道や制度の在り方について質問

【質問】

- 四 (前文省略) また、日本原子力研究開発機構及び原子力安全基盤機構には、経済産業省等の省庁からのいわゆる「天下り」やその他の再就職の役員・職員も多数在籍しているが、それぞれの法人に当該役員・職員は何名在籍しているのか。併せて、出身母体である行政機関、当該役員・職員の最終官職及び現在の年収はいくらであるかについても明確に示したうえで、いわゆる「天下り」

やその他の再就職についての政府の見解を示されたい。

【答弁】

お尋ねの「いわゆる「天下り」やその他の再就職の役員・職員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成 25 年 3 月 31 日時点において原子力機構の役員に就いている国家公務員退職者については、その人数は 2 名であり、その最終官職はそれぞれ文部科学省大臣官房付及び国立国会図書館専門調査員であり、また、同日時点において安全基盤機構の役員に就いている国家公務員退職者については、その人数は 1 名であり、その最終官職は経済産業省大臣官房付である。これらの者の年間報酬等について個別には把握していないが、原子力機構及び安全基盤機構の役員の年間報酬等については、原子力機構及び安全基盤機構のホームページ等で公表している。独立行政法人の職員については、国家公務員退職者の人数等について、網羅的に把握しておらずお答えすることは困難であるが、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 2 項の規定に基づく届出等に係る関係書類によって平成 25 年 6 月 21 日時点で確認できる範囲では、国家公務員であって退職後原子力機構に職員として再就職した者の最終官職及び人数は、文部科学省大臣官房付であった者が 2 名であり、また、国家公務員であって退職後安全基盤機構に職員として再就職した者の最終官職及び人数は、経済産業省大臣官房付であった者が 2 名並びに経済産業研修所長、気象庁舞鶴海洋气象台長、文部科学省大臣官房付及び経済産業省大臣官房経済産業省図書館長であった者がそれぞれ 1 名である。また、お尋ねの「出身母体である行政機関」については、「出身母体」の意味するところが明らかでないことから、お答えすることは困難である。

いずれにせよ、政府としては、国家公務員の再就職に関し、天下りのあっせんの根絶を図るため、公務の能率的な運営を確保しつつ、同法に規定された再就職等規制を厳格に遵守するとともに情報公開を進める等、各種の取組をこれまでも適切に行ってきたものと考えており、今後とも、そのような取組を推進してまいりたい。

○第 185 回臨時国会（平成 25 年 10 月 15 日～12 月 8 日）

⑦ 長妻昭議員(衆・民主)

平成 25 年 10 月 24 日提出 質問第 27 号『高血圧治療薬の臨床研究データ不正疑惑に関する質問主意書』（抄）

（概要）

製薬会社ノバルティスファーマによる臨床研究データ不正疑惑について質問

【質問】

五 ノバルティス社に天下った厚生労働省の職員は、今回の事件発生以降、厚生労働省職員と接触したことがあるか。接触したとしたなら、どのような要件だったのか。その職員は、今回の臨床研究に関係していたか。

【答弁】

先の答弁書（平成 25 年 8 月 13 日内閣衆質 184 第 9 号）六についてでお答えしたとおり、厚生労働省が日本国内の主要な製薬会社を対象として同省又は独立行政法人国立病院機構に在職歴のあった者

の在籍状況を確認した調査によると、平成 22 年 4 月 1 日時点で、ノバルティスファーマ株式会社に在籍している者は 3 名であった。このうち 1 名については、本事案に関する行政指導、事情聴取等を行った際の対応者の中に含まれていたが、平成 25 年 8 月 28 日に、対応者から外すよう同省から同社に対し要請したため、それ以降、本事案に関しては同省職員と接触しておらず、同社から聴取したところによると、本事案の臨床研究にも関係していない。また、同社から聴取したところによると、他の 2 名については、本事案に関して同省職員と接触した事実はなく、本事案の臨床研究にも関係していない。

⑧ 小川淳也議員(衆・民主)

平成 25 年 12 月 4 日提出 質問第 118 号『行政改革に関する質問主意書』(抄)

(概要)

消費税引き上げを決定した安倍内閣の行政改革に関する取組状況について質問

【質問】

- 一の 1 民主党政権では鳩山総理の「公務員の再就職について、府省庁によるあっせんを直ちに禁止するとともに、官民人材交流センターによるあっせんも(中略)今後一切行わない」(平成 21 年 9 月 29 日閣議)という発言に基づき、府省庁による天下りあっせんは行ってこなかった。この鳩山総理の発言は現内閣においても有効か。
- 一の 2 現内閣において、国家公務員の再就職に関し、官民人材交流センターによるものを含めて、あっせんを行った事実はあるか。あるとすれば、あっせんを行った再就職者の人数、再就職した個々の公務員の最終官職、再就職先の法人・団体名及び再就職先の役職を明らかにされたい。
- 一の 3 仮に現内閣においてあっせんを行っていない場合、それは政府として方針を決定したことによるものか、それとも総理、官房長官若しくはこれらに類するものが各府省庁に命じたことによるものか、或いは府省庁の自主的な自粛によるものか。

【答弁】

現内閣においては、官民人材交流センター(以下「センター」という。)が国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 2 第 2 項第 3 号の規定に基づき再就職あっせん(同条第 1 項に規定されている行為をいう。以下同じ。)を行うことについては、組織の改廃等に伴い離職せざるを得ない場合を除き行わないという方針であり、再就職あっせんを行った事実はない。また、各府省職員が再就職あっせんを行うことを禁止すること(以下「あっせん規制」という。)は同条第 1 項に規定されており、現内閣において、再就職等監視委員会により各府省職員があっせん規制に違反する行為を行ったとして、同法第 106 条の 21 第 1 項の規定に基づき任命権者に対して懲戒処分その他の措置を行うべき旨の勧告がされた事例はない。

【質問】

- 一の 4 総理、官房長官若しくは稲田行政改革担当・公務員制度改革担当大臣は、国家公務員の再就職支援について、各府省庁若しくは官民人材交流センターに対して何らかの指示を行ったことはあるか。行ったことがある場合、それはいかなる内容か。

【答弁】

内閣官房長官をもって充てられる官民人材交流センター長が、平成 25 年 8 月 26 日に、「民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施について」において、民間の再就職支援会社を活用した職員の離職に際しての離職後の就職の援助（以下「再就職支援」という。）について、センターは、あっせん規制及び国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等に対する求職活動の禁止（以下「求職活動規制」という。）を遵守して実施すること等を決定している。

【質問】

一の 5 官民人材交流センターは国家公務員法第 18 条の 6 により、内閣総理大臣の「職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う」事務を委任されている。仮に官民人材交流センターが何らの根拠無しに国家公務員再就職のあっせんを行っていない場合、官民人材交流センターは法に反し、自らの事務を懈怠していることになるのではないか。

【答弁】

センターでは、国家公務員法第 18 条の 5 第 1 項、第 18 条の 6 及び第 18 条の 7 第 2 項の規定に基づき、一の 4 について述べた民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

【質問】

一の 6 総務省が行っている国家公務員法第 106 条の 25 第 1 項等の規定に基づく報告によれば、本年 3 月 31 日に離職した国土交通省鉄道局施設課の職員が 5 月 1 日に京浜急行株式会社にも再就職している。この再就職について、官民人材交流センターを含め、政府によるあっせんはあったか。

一の 7 前記の再就職事例について内閣は適正な再就職と考える理由は何か。

【答弁】

お尋ねについては、再就職あっせんがあったという事実はなく、国家公務員法の規定に違反することなく再就職が行われたものであると認識している。

【質問】

一の 8 政府は国家公務員の再就職支援として民間の再就職支援会社の活用を行っているが、右記の事例を踏まえると、民間の再就職支援会社が再就職を支援するにあたり、一定の基準が必要ではないか。例えば、旧国家公務員法の規定を参考に「再就職支援対象公務員が退職前 5 年間に在職していた国の機関等と密接な関係のある営利企業を再就職先として紹介してはならない」などの規定が必要であると考えますが、政府の見解は如何か。

【答弁】

平成 19 年の国家公務員法の改正により、御指摘の離職後 2 年間は離職前 5 年間に在職していた国の機関等と密接な関係にある営利企業の地位に就くことを規制する事前承認制度は廃止され、求職活動規制が導入されたため、一の 4 について述べた民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行う際には、求職活動規制に従っているところである。